

ハンセン病元患者家族補償金支給法に係る これまでの経緯

令和2年2月20日 厚生労働省難病対策課

「らい予防法」廃止後の主な経緯 ①

- 平成13年5月の熊本地裁判決を受け、入所者等に対する補償、名誉の回復や福祉の増進の措置等を実施。

- 平成8年4月 「らい予防法の廃止に関する法律」施行
※ 入所者等に対する必要な療養、社会復帰の支援等を実施
- 平成10年7月 国を被告とした国家賠償請求訴訟の提起(熊本)
※ 平成11年には、東京(3月)、岡山(9月)においても、同様の訴訟が提起された
- 平成13年4月 「ハンセン病の最終解決を進める国会議員懇談会」設立(超党派)
- 平成13年5月 熊本地裁で国が敗訴(11日)
政府として控訴しないことを決定し、内閣総理大臣談話を発表(25日)
※ 控訴は行わず、「全国の患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じること」、「名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずる」こと等を表明。同日、政府声明も発表
- 平成13年6月 ハンセン病問題に関する決議(衆議院・参議院)(7日・8日)
※ 立法府及び政府において、速やかに問題の解決を図るべき旨、決議。
「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立、施行(議員立法)(22日)
※ 入所者等に対する補償を実施。国内の療養所に入所していた者の請求については、平成18年6月21日で終了。同日後は、和解金一時金の仕組みにより補償

「らい予防法」廃止後の主な経緯②

○ 補償については、平成28年3月31日に、国に対する請求期限が到来。

平成13年7月

基本合意書(Ⅰ)の締結

※ これを踏まえ、入所歴のある者に対して、和解一時金を支払うこととされた

平成14年1月

基本合意書(Ⅱ)の締結

※ これを踏まえ、入所歴のない者(非入所者)及び遺族(法定相続人)に対して、和解一時金を支払うこととされた(「遺族」については、法定相続分の支払い)

平成18年2月

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立・施行(議員立法)

※ 台湾、朝鮮等の国外の療養所に入所していた者についても補償を実施

平成20年6月

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立(議員立法)

※ 「らい予防法の廃止に関する法律」を廃止し、①療養所における療養及び生活の保障、②社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助、③名誉の回復及び死没者の追悼、④親族に対する援護等の施策を実施(平成21年4月1日施行)

平成26年11月

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立・施行(議員立法)

※ 「特定配偶者等支給金制度」を創設(平成27年10月1日施行)(退所者給与金受給者の死亡後に、配偶者等に対して経済的支援を行うもの)

(平成28年3月

補償の請求期限の到来(31日)

※ らい予防法廃止から20年が経過し、入所者等の損害賠償請求権が消滅

「らい予防法」廃止後の主な経緯 ③

- 令和元年6月の熊本地裁判決を受け、患者・元患者の家族に対する補償、偏見差別の解消に向けた取組の検討を実施。

平成28年2月

元患者の家族が国を被告とした国家賠償請求訴訟を提起(熊本)

※ 提訴:平成28年2月(第1陣)、平成28年3月(第2陣)

令和元年6月

熊本地裁で国が敗訴(28日)

令和元年7月

政府として控訴しないことを決定し、内閣総理大臣談話を発表(12日)

※ 控訴は行わず、「訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずるための検討を早急に開始」すること、関係省庁が連携・協力し、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むこと等を表明。同日、政府声明も発表。

令和元年11月

議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(※1)、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」(※2)が成立(15日)(同月22日公布・施行)

※1 患者・元患者の家族に対する補償を実施。補償金の請求期限は、法施行から5年後の令和6年11月21日まで。

※2 これまで「ハンセン病の患者であった者等」を対象としていた諸規定に、ハンセン病の患者であった者等の「家族」を新たに対象として追加する等の改正を実施。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 概要

第1 前文

- ・ 国の隔離政策により、元患者のみならず、元患者家族等も、偏見と差別の中で、元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、問題の重大性が認識されず、国会・政府において取組がなされてこなかった。
- ・ 国会・政府は、その悲惨な事実を深刻に受け止め、深くおわびするとともに、偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにする。
- ・ 国会・政府が責任をもってこの問題に対応していく立場にあることを深く自覚し、元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定。

第2 対象者(ハンセン病元患者家族)(第2条)

平成8年3月31日まで(らい予防法が廃止されるまで)の間にハンセン病の発病歴のある者(元患者)と次の親族関係にあった者であって、施行日に生存しているもの。

- ① 配偶者(事実婚を含む。)
- ② 血族である親・子
- ③ 1親等の姻族(子の配偶者・養子でない連れ子等)であって、元患者と同居していたもの
- ④ 血族である兄弟姉妹
- ⑤ 2親等の姻族(配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫の配偶者等)であって、元患者と同居していたもの
- ⑥ 3親等内の血族(孫・おい・めい等)であって、元患者と同居していたもの

※ 元患者・対象者について、元患者の発病から平成8年3月31日までの間の本邦での居住歴が必要(戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱い)。対象者は、その間に元患者と上記の親族関係を有していたことが必要。

※ 事実婚により、上記の姻族関係と同等の関係が生じていた場合(事実婚の配偶者の連れ子等)を含む。

第3 補償金の支給

1 補償金の支給(第3・4条)

国は、第2①～⑥に列記された親族関係の類型毎に、次の額の補償金を支給。(非課税) ①～③: 180万円 ④～⑥: 130万円

※ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合、同一事由について損害賠償等を受けた場合等は、補償金の支給について調整。

2 権利の認定(第9条・第13条関係)

- ① 補償金受給権の認定は、請求に基づいて、厚生労働大臣が行う(請求期限は5年)。
- ② 厚生労働大臣は、対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求め、厚生労働大臣は、その審査結果に基づき認定。

3 支給手続等についての周知、相談支援等の実施(第15条)

第4 名誉の回復及び福祉の増進(第24条)

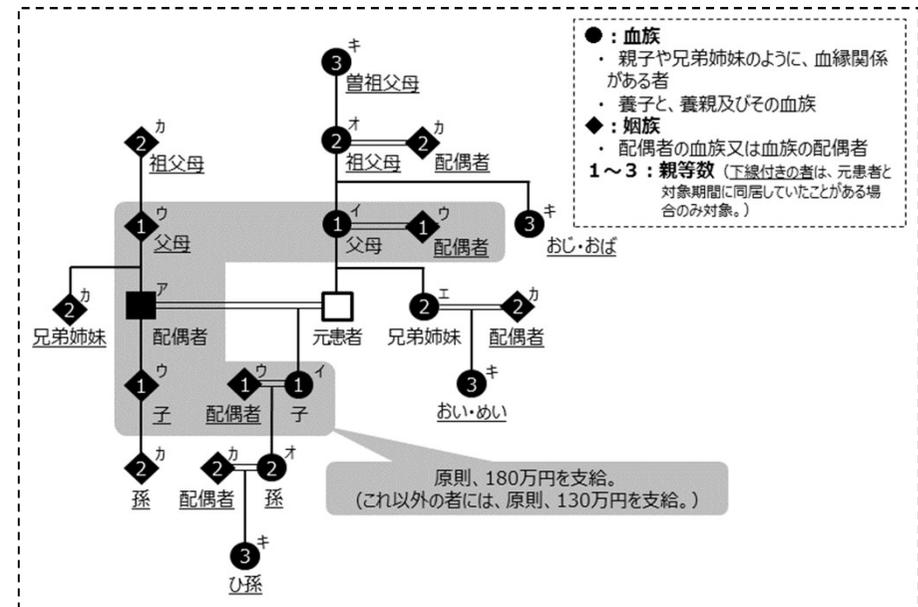
※ 法施行前に死亡した原告については、訴訟を通してこの問題の解決を促したことに鑑み、特にこれに敬意を表し、ねぎらい、いたわるとともに、もってハンセン病元患者の家族の名誉の回復に資するため、特別一時金を支給(省令での措置を想定)。

施行期日: 公布日(令和元年11月22日) ※認定審査会の規定については、公布日から2月後

ハンセン病元患者家族補償金の対象者について

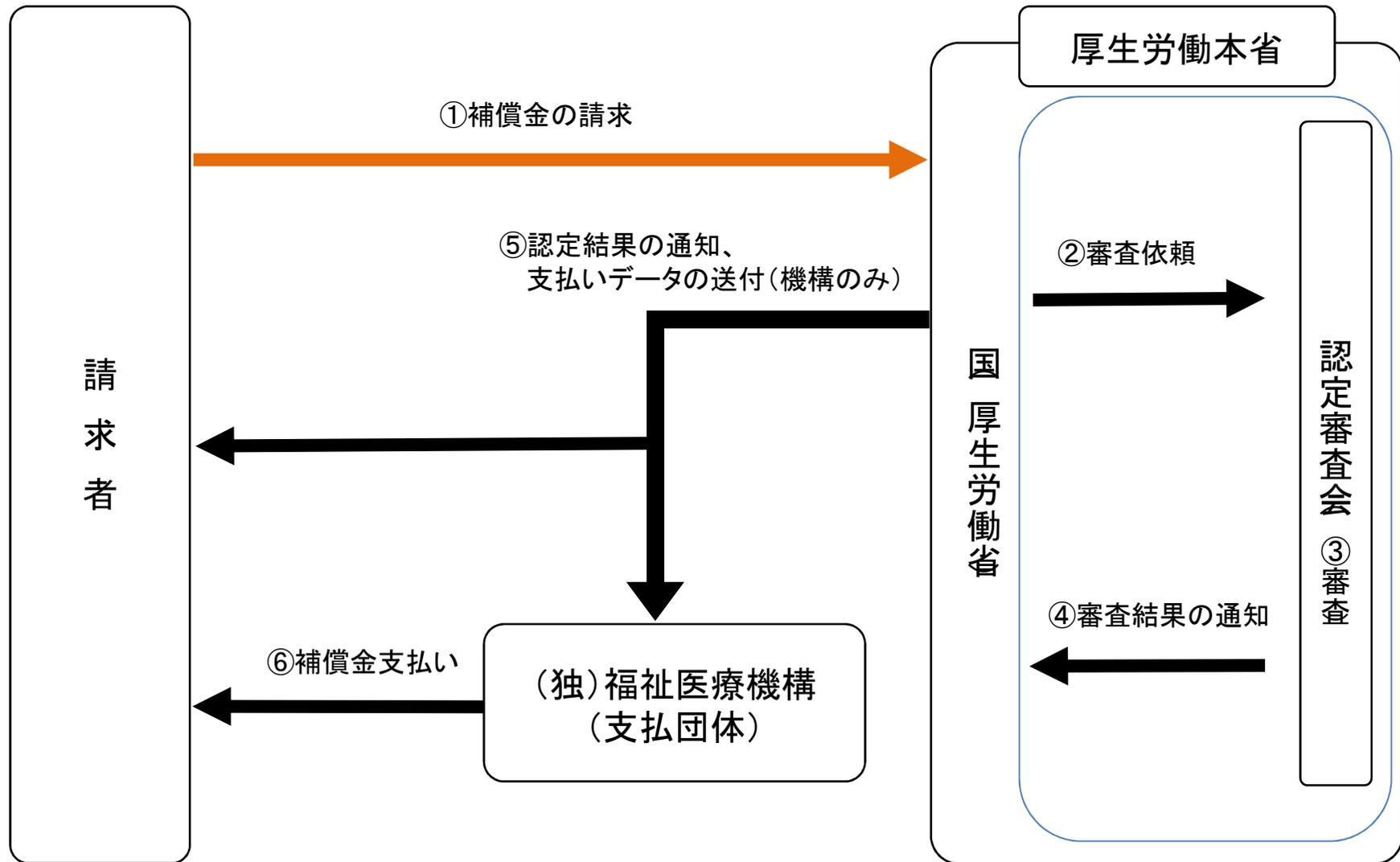
平成8年(1996年)3月31日までの間(らい予防法が廃止されるまでの間)にハンセン病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含む。

- ア 配偶者
- イ 親、子
- ウ 1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- エ 兄弟姉妹
- オ 祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- カ 2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方
- キ 曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方



- ※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域(Q7を参照)に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。
- ※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。
- ※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。
- ※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。
- ※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に日本において(日本に居住したことがない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において)生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。
- ※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

補償金の支給手続き全体の流れ



ハンセン病元患者家族補償金認定審査会の位置付け

厚生労働大臣

◆厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する(法第9条第1項)。

① 補償金の支給対象者に該当することが以下の請求書類により確認できる場合

- ア 請求者の家族であったことがある方にハンセン病の発病歴があることを証明する書類(療養所入所者等補償金の受給記録等)
- イ 請求者がハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類(戸籍謄本等)
- ウ 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれについて国内等居住歴があることを証明する書類(戸籍や住民票の写し等)
- (エ 請求者がハンセン病歴のある方と同居していたことを証明する書類(住民票や戸籍の附票の写し等))

認定
認定

② ①以外の場合、厚生労働大臣は認定審査会に審査を求めなければならない(法第13条第1項)。

厚生労働大臣は、認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。(法第13条第6項)

審査依頼

結果通知

※「認定」「否認」「保留」(保留の場合、添付書類の追加提出、記載事項の確認を求め等)

認定審査会

◆認定審査会は、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、**事案の実情に即した適切な判断を行う**(法第13条第5項)。

「ハンセン病元患者の家族に対する補償等に関する基本方針(骨子案)」(抄)

(令和元年10月24日 ハンセン病対策議員懇談会及びハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会合同会議)

認定に当たっては、家族の過去の補償金等の受給歴、療養所の患者台帳や診療録、戸籍等の関係する書類により、(略)対象者に該当することを確認する。これらの書類等により確認できない場合、厚生労働大臣は、当該請求の内容に関し、外部有識者からなるハンセン病元患者家族補償金支給認定審査会(略)に審査を求めなければならない。

※ 認定審査会における判断に当たっては、関係者の証言や供述等の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の概要

【概要】

ハンセン病問題の解決を図るため、ハンセン病患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するもの。

※平成13年法律第63号(平成18年法律第2号により改正)

1. 対象者

- ① らい予防法廃止までの間に、国立ハンセン病療養所その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているもの。
- ② 昭和20年8月15日までの間に、台湾、韓国その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、施行日において生存しているもの((1)に掲げる者を除く。)

2. 補償金の支給

(1) 補償金の額

初回の入所年月日	基本額	退所期間に応じた額の範囲
1. 昭和35年12月31日までの入所者	1,400万円	1,400万円～800万円
2. 昭和36年1月1日から昭和39年12月31日まで	1,200万円	1,200万円～800万円
3. 昭和40年1月1日から昭和47年12月31日まで	1,000万円	1,000万円～800万円
4. 昭和48年1月1日から平成8年3月31日まで	800万円	800万円
5. 国外ハンセン病療養所の入所者	800万円	800万円

(2) 手続

入退所者からの申請を各療養所又は厚生労働省本省において受け付け、中央認定審査会等で確認の上、補償金を支給する。

3. 請求期限

- (1) 国立ハンセン病療養所の入退所者 この法律の施行日(平成13年6月22日)から5年以内
- (2) 国外ハンセン病療養所の入退所者 改正法の施行日(平成18年2月10日)から5年以内

ハンセン病患者・元患者等に対する補償の概要

- ハンセン病患者・元患者等に対しては、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(補償法)」に基づく補償金又は「基本合意書(Ⅰ・Ⅱ)」に基づく和解一時金により補償を実施(入退所者は、補償金又は和解一時金のいずれかを選択。補償額は、いずれも、平成13年熊本地裁判決で示された認容額を踏まえたもの)。

	入所歴のある患者・元患者		入所歴のない者(非入所者)	遺族(法定相続人)
	入所者	退所者		
種類	「補償金」 又は 「和解一時金」		「和解一時金」	「和解一時金」
根拠	補償法 基本合意書(Ⅰ)		基本合意書(Ⅱ)	基本合意書(Ⅱ)
金額	入所時期、退所時期に応じて、800万円～1400万円		発症時期に応じて、500万円～700万円	患者・元患者の相続分(死亡時期によって減額あり)

※これまでに補償を受けた人数： 計11,762人(うち、補償金受給者4,121人、和解一時金受給者7,641人)
(平成29年12月31日時点)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の概要

(平成20年6月成立 平成21年4月施行 平成26年11月・令和元年11月一部改正 ※議員立法)

【概要】

ハンセン病の患者であった者及びその家族の方々などの福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるもの。

1. 基本理念

- ・ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2. 国立ハンセン病療養所等の在園・生活水準の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
(①意思に反する退所、転所の禁止、②医療・介護体制の整備、③地域開放)

3. 社会復帰・社会生活支援

- ・国立ハンセン病療養所等を退所した方等に対する給与金・支援金の支給、相談・情報提供など
- ・国立ハンセン病療養所に勤務する医師の人材確保のため、国家公務員法の特例を設け、医師の兼業に係る規制を緩和。

4. 医療及び介護に関する体制充実

- ・国立ハンセン病療養所に勤務する医師の兼業に係る規制を緩和（国家公務員法の特例）
- ・ハンセン病の患者であった者等及びその家族への相談支援

5. 名誉回復・死没者の追悼

- ・ハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発
- ・死没者の追悼など

※本法の施行に伴い「らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)」は廃止となった。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく給与金

	元 患 者	
	入所歴あり	入所歴なし
名称	ハンセン病療養所 退所者給与金 (H14~)	ハンセン病療養所 非入所者給与金 (H17~)
内容	<p>国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する給与金 月額：17.6万円～ 支給対象者：1,036名</p>	<p>非入所者に対する給与金 月額：4.9万円（課税者（基準額）） 6.6万円（非課税者） 支給対象者：74名</p>
	遺 族	
	入所歴のある元患者の遺族	入所歴のない元患者の遺族
名称	特定配偶者等支援金 (H27.10~)	なし
内容	<p>ハンセン病療養所退所者給与金の受給者の特定配偶者等（配偶者・父母）に対する支援金 月額：12.8万円～ 支給対象者：77名</p>	<p>法附則第3条（平成26年11月改正）において、「非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。→検討中。</p>

- 注1 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金は予算事業として開始し、平成21年4月に法定化。
 注2 「特定配偶者等」とは、退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者または一親等の尊属のうち当該退所者に扶養されていたことのある者。
 注3 支給対象者は、平成29年6月1日現在。

參考資料

補償以外の施策について

- 平成13年5月の熊本地裁判決以降、厚生労働省と元患者の代表者等は、定期的に、「ハンセン病問題対策協議会」を開催し、名誉の回復や福祉の増進の措置等について、協議を実施。
- 「らい予防法」廃止から20年となる平成28年には、「ハンセン病資料館等運営企画検討会」を開催し、今後の普及啓発の在り方について検討(平成29年3月報告書とりまとめ)。

(主な施策)

① 在園保障

- ・ 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

② 社会復帰・社会生活支援

- ・ 「退所者給与金」、「非入所者給与金」、「社会復帰者支援事業」(社会復帰に際して必要となる費用の支援)等により、社会復帰・社会生活を支援

③ 名誉回復・正しい知識の普及啓発等

- ・ 補償法の施行の日である6月22日を、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省主催の追悼、慰霊と名誉回復の行事を実施
- ・ ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発を図るため、中学生向けのパンフレットを作成し、全ての中学校等に配布
- ・ 厚生労働省、法務省等の主催で、「ハンセン病問題に関するシンポジウム」を開催
- ・ 国立ハンセン病資料館を通じた普及啓発、情報発信、交流の促進
- ・ 重監房資料館(群馬県草津町)の整備 (平成26年4月開館)

ハンセン病問題対策協議会の概要

設置根拠：「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月）

* 談話抜粋「患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るための患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける」

目的：ハンセン病療養所入所者に対する在園保障や社会復帰支援、謝罪名誉回復、これまでのハンセン病対策に関する真相究明について、患者・元患者の代表等と厚生労働省との間において、検討を進め、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決を図る。

協議会の構成等

〔座長〕厚生労働副大臣

〔厚労省〕健康局長、大臣官房審議官、医政局医療経営支援課長、健康局難病対策課長 ほか

〔統一交渉団〕ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会、遺族等

開催時期：例年、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典当日に開催

運営方法：統一交渉団から提出された要望書に基づき、厚生労働省側の見解や検討状況を説明し、これに対する統一交渉団意見の表明などがなされながら、審議する。

開催にあたっては、以下の4つの作業部会における論点整理を踏まえたうえで行うこととしている。

謝罪・名誉回復

追悼の日、シンポジウム、中学生向けパンフレット配布等による普及啓発・名誉回復

社会復帰・社会内生活支援

退所者等の社会生活支援全般

真相究明

ハンセン病政策の検証・再発防止、歴史的建物・資料の保存等

在園保障

入所者の生活環境及び医療の整備、療養所の将来のあり方等

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場 概要

開催趣旨：「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を受け、偏見差別の解消に向けて、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等を推進するため、これらの取組について当該家族等の意見を踏まえて検討・実施していくことを目的として、本協議の場を開催

第1回（10月2日開催）の出席者

〔厚 労 省〕厚生労働副大臣、健康局長 ほか

〔法 務 省〕法務省大臣政務官、法務省人権擁護局長 ほか

〔文 科 省〕文部科学省大臣政務官、文部科学省総合教育政策局長 ほか

〔統一交渉団・家族原告合同交渉団〕

家族訴訟原告団・弁護士、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）、
全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）

第1回の検討事項

（1）当面の対策

- ①偏見差別の解消に向けた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化
- ②家族関係回復に向けた施策
- ③名誉回復措置

（2）今後の進め方（これまでの啓発普及活動の検証の進め方を含む。）

【参考1：ハンセン病家族訴訟原告団・弁護士要請書（厚生労働大臣宛）（令和元年7月24日）】

「①被害実情に即した全員一律の被害補償制度の早期創設

②法務省及び文部科学省を含む関係省庁の連携・協力による、横断的・継続的な根本的偏見差別解消策の実施

③家族関係回復に向けた施策の実現

④前記①について早急なる実務者協議の開始及び前記②及び③に関する継続的協議の場の設置

【参考2：ハンセン病家族訴訟原告団・弁護士全面解決要求書（令和元年7月24日）】

「謝罪広告などにより、広く社会に対し、ハンセン病歴者家族らの名誉回復措置を採るとともに、家族らが受けた被害を償うに足る賠償・補償をおこなうこと」